

室蘭地域産業保健センター

労働者50人未満の小規模事業場では、産業医の選任義務がないことや経済的理由などで、医師と契約して行う労働者に対する健康指導や健康相談などの産業保健サービスを十分に提供できない状況にあります。

地域産業保健センターは、北海道産業保健総合支援センターと連携し、地元医師会のご協力を得ながら、小規模事業場の事業主や労働者に対して、産業保健に関する様々な相談、個別指導等、地域に即した産業保健サービスを提供しています。

**産業保健事業は全て無料で行っており
ますので、是非ご利用ください。**

健康相談（専門の知識を有する医師が相談に応じます。）

健康診断の見方、健康の程度（管理区分）に基づいた就業方法、生活習慣病の予防、メンタルヘルスの進め方、その他疾病に関する相談に応じます。

申込フォームによる各種相談・メールや電話での相談受付も実施しています。

個別訪問産業保健相談

事業場を産業医や保健師が訪問し、健康診断の事後措置について事業主及び労務担当者からの相談、有所見となった本人から相談を受けたことに対して、産業保健の観点指導・助言を行います。

また、希望により産業医とコーディネーターが事業場内職場を巡視のうえ、作業環境の調査・改善のアドバイスを行います。

健康診断結果異常所見が有ると診断された人に対しては、適正な健康管理と配置管理のために、医師（産業医）又は歯科医師の意見を聴き、当該労働者の健康を保持するために必要な措置を行うことが事業主に義務付けられております。

主として産業医の選任義務のない50人未満の事業場が、室蘭地域産業保健センターに登録している産業医にご相談いただくと、職場環境や当該者の健康状態に適応した指導・助言を無料で受けることができますので活用ください。

安全衛生推進者又は衛生推進者を選任すべき事業場（選任していますか？）

労働安全衛生法に於いては、労働者数10人以上50人未満を使用する事業場では安全衛生推進者（非工業的業種にあっては、衛生推進者）を選任して安全・衛生などに関わる業務を担当させなければならないこととされています。

室蘭地域産業保健センターの 健康相談日・訪問日・相談場所について

健康相談（専門の知識を有する医師が相談に応じます。）

原則として、毎週水曜日or木曜日 18：00～
（詳しい日程につきましては、お問い合わせください。）

事業場への訪問

ご希望により日程を調整して訪問します。

その他、相談窓口

その他、各種健康相談（健康診断に関する相談、健康診断結果に関する相談、個別疾病に関する相談、健康づくりに関する相談、疾病休業者の職場復帰時に関する相談、作業環境・有害化学物質の管理に関する相談、衛生管理体制に関する相談、労働基準監督署の是正勧告・指導事項に関する相談など）につきましては、まずはお気軽にお問い合わせください。

健康相談、事業場訪問をご希望の方は申込フォーム又はFAXからお申し込みください。

ご相談・申し込み方法

室蘭地域産業保健センターホームページに申込フォームや申込書ダウンロード（PDF）がございますので、必要事項をご記入の上お申し込みください。

当該ホームページは次のURL又は二次元コードから確認できます。

<https://muroran-sanpocenter.com/>



室蘭地域産業保健センター

〒050-0083

室蘭市東町4丁目20番6号 室蘭・登別保健センター1階

TEL. (0143) 83-5235 Fax. (0143) 45-2292